

東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2 (略) 3 教授会は、学府又は学部を兼務する教授、准教授及び講師並びにその他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。 4～11 (略) (新設)</p>	<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2 (略) 3 教授会は、学府又は学部を兼務する教授、准教授及び講師 (<u>農学研究院又は農学部を本務とする者を除く。</u>)並びにその他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。 4～11 (略) (教育課程連携協議会) <u>第8条の2 学府に、産業技術専攻において産業界等との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、工学府産業技術専攻教育課程連携協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。</u> <u>2 協議会について必要な事項は、別に定める。</u></p>	

附 則 (平成31年4月1日工規則第3号)
 この規則は、平成31年4月1日から施行する。